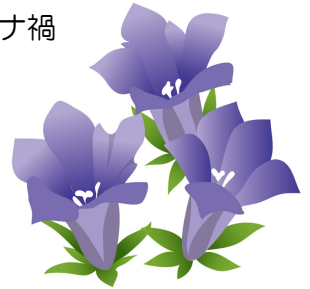


花見会計事務所だより No.74

二十四節気のうちの一つ夏至が過ぎまして、いよいよ梅雨本番といった天候になってきました。湿度が上がるので不快感を感じる時季・・・未だ終息しないコロナ禍ではありますので、引き続き感染予防に努めていきたいものです。
今回は日頃、ちょっと気になる話題3つを取り上げていきます。



【マイナポイントを付与された場合】

マイナンバーカードを取得し、IDを設定した個人がキャッシュレス決済サービスにおいて前払い(チャージ)等を行った際に付与されるものですので、値引きとは認められず、その経済的利益は一時所得となります。

※一時所得は所得金額の計算上、特別控除額50万円を控除することとなっていますが、他の一時所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告の必要はありません。

【帳簿書類等の保存期間】

法人の場合⇒帳簿類(総勘定元帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳、注文書、契約書、棚卸表等)をその事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。

※平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては9年間、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生じた事業年度においては10年間に延長されています。

個人の場合⇒収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)は7年間

業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)は5年間

請求書、納品書、送り状、領収書、棚卸表などの書類は5年間となっています。

【税務署窓口における押印の取扱い】

国税に関する法令に基づき税務署長等に提出する申告書等について、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降、次に掲げるものを除いて、押印を要しないこととされました。

- 1、担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明の添付を求めている書類
- 2、相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類

代理の方が納税証明書の交付請求等をされる際にお願いしている本人(委任者)からの委任状等についても、押印の必要はありません。

※ 給与所得者の扶養控除等申告書、保険料控除申告書、退職所得の受給に関する申告書等も同様、押印の必要はありません。



児玉より ひと言

例年のことですが、今月より給与から天引する住民税の金額が変更となりますので、給与計算の際はご注意ください。

花見会計事務所
Tel:026-248-7500
Fax:026-248-7507
e-mail: info@hanami-kaikei.jp
URL <http://hanami-kaikei.jp/>